

シュバルツ簿記書（1550年本）の研究（Ⅲ）

— 第三部分までの道程を探りつつ —

A Study of Matthäus Schwarz's Publication on Bookkeeping (1550)

岡 下 敏

Satoshi OKASHITA

キーワード：受入れ、払出し、資本勘定、ハンス・ブルスト勘定、集約勘定、
No. 1 の全体計算の縮切り勘定。

Key words : einnemen, ausgeben, capital jeneral, Hans Wurst conto,
ein conto caudal general, Beschlus ainer general rechnung No. 1 .

要約

1550年にシュバルツが書いた簿記書は、三つの部分に分かれている。第一部分及び第二部分については、すでに一応の検討を終わっている。第三部分には、資本勘定と名付けられた一つの勘定口座と四つの計算が書かれているにすぎない。仕訳帳はない。その第三部分で彼は、期中の記帳処理全体の検算法と期間損益の一括計算法を示している。

彼は資産の写像を正の持分、負債の写像を負の持分としてとらえ、現在でいう収益を正の持分の増加と、費用を負の持分の増加としてとらえる。最後に彼は期中の記帳処理全体の正確性を、資本勘定の上で、期末の資産勘定と負債勘定の勘定残高の差額が、期首の資産と負債の写像の差額と期中の正の持分増加額の合計と一致するか否かで確かめる。彼はまた、期末の正味持分と期首の正味持分の差額として、期間損益を一括計算する。

Abstract

Matthäus Schwarz's monograph on bookkeeping published in 1550 has three parts. I have already examined the first and second parts. The third part contains an account called capital jeneral and four calculations. There are no journal. In the third part he attempts to show the checking-system of the booking in the period and the method of computation of profit and loss.

He calculates the shade of assets as a plus share and the shade of liabilities as a minus share. He disposes of revenue as an increase of plus share and cost as an increase of minus share. He confirms the accuracy of the booking in the period on capital jeneral account testing the difference of assets and liabilities account balances at end of the period equal to the assets and liabilities shares at beginning of the period and the

increase of the share in the period. He computes the profit and loss in the period as the differences of net share at the end of the period and net share at the beginning of the period.

1 はじめに

シュバルツ (Matthäus Schwarz, 1497~1574) が一人の高名な商人の訪問をうけ、簿記書の執筆を依頼されたのは、1550年4月17日であった。その時その人物は、アウグスブルクに本店を、シュラッケンバルデン、アントワープ、ニュルンベルクの三都市に支店を置く錫商をはじめようとしていた。彼がシュバルツに依頼したのは、主人だけが手にする帳簿を含む、支店の取引をもすべて本店で一括記帳する体系であった¹。この依頼に応じてシュバルツは、彼として二冊目の簿記書の執筆に着手したのである² (以下においては、この書を「1550年本」と呼ぶ)。

その構成は、若干の説明を含む三つの記帳例示からなっている。エルビング写本³で書かれている順に、それらの記帳例示を以下では初めから第一部分、第二部分、第三部分と呼ぶことにするが、同写本では第一部分が79枚目表頁から92枚目裏頁までの28頁に、第二部分が93枚目表頁から98枚目表頁までの11頁に、そして第三部分が98枚目裏頁と99枚目表頁の一つの見開きすなわち僅か2頁に収められている⁴。

第三部分には、仕訳帳がない。98枚目裏頁上部に「どのように計算をはじめ、締切り、そして利益を求めるべきか」(Wie man ain rechnung anfahen, beschliessen vnd den gewin suechen vnnd machen solle) と書いて、まずその見開きの左頁を借方、右頁を貸方とする一つの勘定口座が書かれており、さらにその下で簡単な四つの計算がなされているにすぎない⁵。

第三部分では、損益計算法を明らかにすることが意図されているわけであるが、ここでいう損益は期間損益のことである。損益が現在と同じ概念として理解されていたとはいえないが、個別損益は総記法等によってすでに求めることがなされていた。

1550年本の三つの部分がどのような順に、そしてどうしてそのような順に書かれることになったのかをも探りつつ、第三部分での期間損益計算法とその検算法を明らかにせんとするのが本稿のねらいである。

2 第三部分の全容

まず、第三部分全体を示しておこう。

1550年本では見開きの左右頁を使って各勘定口座が開設されているが、それぞれの貸借ごとに勘定科目と貸借の別を示しているのがふつうである。ただ第三部分の最初に設けられている勘定口座の場合は例外で、借方には勘定科目も貸借の別も書かれていない。それらが書かれているのは貸方だけで、そこには「私は資本に、受入れを~しなければならない」(Für einnemen soll

ich dem capital jeneral) と書かれている。Fur einnemen (受入れを) 及び soll ich (私は～しなければならぬ) は、借方を意味する Fur ausgeben (払出しを) 及び soll mir (私に～しなければならぬ) に対する用語で、ともに貸方であることを示す。ここでは貸方であることを Fur einnemen soll ich と二重とも思える書き方で示しているわけであるが、1550年本全体をみると、Fur einnemen 及び Fur ausgeben を省略して、soll mir 又は soll ich だけで貸借の別を示していることが多い。つづけて書かれている目的語 (三格) dem capital jeneral (資本に) が勘定科目である。本来ならば末尾に書かれるべき動詞 (この場合は geben (与える)) は、例外なく省略されている。このように勘定科目と貸借の別を不完全な文章で書くのが、1550年本のそれらの書き方としてはふつうである。

したがってここでは、現代風に示せば「資本勘定 貸方」と書かれていることになるが、この勘定口座には次のような記載がなされている⁶。

(98枚目裏頁—借方)

1547. Adi Im anfang diser rechnung bin ich schuldig aus der alltten
 primo rechnung 1546 ; schreib ich hiemit per ausgeben vnnd machs
 Zenner. ainem yeden guett, das ichs widerumb zalen solle inn der
 Alt alltten rechnung ; zue saldierung der selbigen hab ichs
 creditores per einnemen geschriben vmb willen, das ichs eingnomen
 habe fl.50000

1553. biß Inn 7 jaren allerlay vnkost ausgeben auff haus zörung,
 31. Dec. auch haushalltten, auff weib vnnd kindt, auff den stal,
 vmb meerlay hausratth, klainetter, silbergschirr, klaid-
 ungen, schanckhungen vnd ander vil vnkosten, nach inn-
 haltt ains sundern conto ; schreib ich mir hiemit für aus-
 geben per fare saldo deßelbigen conto. Vnnd was noch
 Gmain guett ding ist, als silber gschirr, klainotter, das ist wider-
 außgeben. umb inn mein Gehaimbuechlin auszogen vnnd eingeschriben,
 das es inn disem gmain Schuldbuech nit soll für debitor
 steen ; dahin ich mich dann referier von dannen dortt hin
 vnnd vonn dortten daheer, per auxo fl.130000

Adi-detto. fl.300 M°. im beschlus diser rechnung anno 1553 erfindt sich,
 das ich inn disen 7 jaren ann schulden erubrigt habe. Schreib
 ich mir hiemit für ausgeben vnnd machs ainem yeden guett zue

	saldierung diser rechnung ; vnd auff new rechnung 1554 schreib	
New	ichs widerumb per einnemen vnd yedem zue, das ichs widerumb	
debitores	einnemen solle, inn gestallt, wie die entgögen 180 M fl. vnd 20 M	
vnd cassa.	fl. Darbey zuwissen, das vnder disen 300 M fl. nemlich bargellt	
	ist 40 M fl., das die cassa auff new rechnung widerumb per	
	debitor gmacht soll werden per memoria fl.300000	
		Summa fl.480000
1547年	この計算の初めに、私は1546年の古い計算からの債務がある；	
1月1日.	私はここにまとめて借方に記入する。それを私は、古い計算では改めて	
古い	支払うべきであった；それを支払うために私は、私が受入れたものを貸	
債権者	方に記入した。 fl.50000	
1553年	7年間に、家賃と家計に、妻子に、家畜小屋に、種々の家具、装飾品、	
12月31日	銀器、衣服、戸棚及びその他多くの雑費として、種々の費用を支払った。	
迄.	それぞれの勘定に示す通り；私はここに、それらの勘定残高を借記する。	
通常の	そして銀器、装飾品で未だ品質の良いものは、改めて取出し私の秘密帳に	
払出し.	記入する。この通常の債務帳には、それを借方に記載すべきではない；	
	私は、そこからこちらへこちらからあちらへ記入する。上記のとおり fl.130000	
同日。	fl.300000。1553年のこの計算を締切る時に、この7年間に、（私に対	
新しい	する）債務が残っていることがわかった。私はこの計算を締切るために、	
債務者	ここにまとめて借方に記入する；そして1554年の新しい計算では、私は	
と現金.	改めて、まとめて貸方に記入する。私はそれを、反対側の fl.180000 及び	
	fl.20000 と同様に、改めて受入れるべきである。その際、次のことを知	
	るべきである。この fl.300000 の中には、現金 fl.40000 が含まれている。	
	その現金は、新しい計算では、改めて借方に記入すべきである。 . . . fl.300000	
		合計 fl.480000

(99枚目表頁一貸方)

1547. Adi	Hab ich im anfang diser rechnung fl.180 M ann ligent guettern
primo	vnnnd sunst ann meerlay schulden ; die hab ich inn der alltten
Zenner.	rechnung 1546 ainem yeden auff seinem conto gutt geschriben,
	auff das das selbig buech saldo werde. Das ich aber dise suma
	widerumb habhaftig werden solle, so schreib ichs ainem yeden inn
	diser newen rechnung vnnnd Schuldbuech wider zue vnnnd für mein

ausgeben, das ichs zue seiner zeitt widerumb einnemen solle ; thuet
inn 20 posten ann ac. vnd ac. fl.180000

Adi —. Gleichfaals ist mir inn der alltten rechnung ann barem gelt auff
detto. dato vberbriben fl.20 M. Die hab ich per far saldo derselbigen
cassa guett geschriben ; schreib ich mir hiemit widerumb per
einnemen vnnd der cassa widerumb auff new rechnung zue,
weiter zueuerrechnen wahin sy khumen send ; thuet fl.20000

1553 biß per conto deß gmain einnemen ; hab ich meerlay vorttl, inter-
31. Decemb. esse vnnd ander gwin vom verhandelten gelt auff interesse inn
7 jaren, auch ann fructus der ligenden guetter, lautt ains
Gmain sundern conto daruon gehalltten. Aber darmit die rechnung zue
einnemen. beschliessen, mach ichs disem capital conto guett vnd schreib
mirs für mein einnemen zue auff gmellttten conto deß interesse
vnnd fructus fl.250000

Adi —. Fur einnemen soll ich im beschlus diser rechnung, inn 7 jaren ann
detto. creditores gmacht ; schreib ich per far saldo diser rechnung
ainem yeden zue vnd auff new rechnung wider per außgeben
vnd yedem guett wie die entgogen 50 M fl. fl.30000

Summa fl.480000

貸方

資本勘定

1547年 私は、この計算の初めに、不動産とその他種々の（私に対する）債務
1月1日. fl.180000を有した；私は、1546年の古い計算では、それぞれを各勘定
口座の貸方に記入した。それらは、それぞれの帳簿で残高があった。私
は、この総額を改めて回収すべきである。したがって私は、この新しい
古い 計算と債務帳に、それぞれを改めて貸方に記入し、そして私のために、
債務者 借方に記入する。私は、いずれ改めて回収すべきである；丁数？と丁数？
の20項目に fl.180000

同日。 また、古い計算で、本日、私に現金 fl.20000 が残っている。私は、その
現金残高を、貸方に記入する；私はここで改めて私に対して受入れを記
入し、そして現金について、さらに計算するために、改めて新しい計算
に記入する fl.20000

1553年 通常の受入れ勘定について；私は7年間に、種々の利益、利子及びその

12月31日	他利子を得る現金取引で利益を得た。また、不動産からの所得、それについて		
迄	は別の勘定に記録している。しかし通常の計算を締切るために私はこの資本勘定に貸方記入し、上述の利子と所得の勘定に私の受入れを記入する。	fl.250000	
同日	この計算の締切りにあたり、私は貸方に記入する。7年間に（私に対する）債権者が生じた；私は、この計算の残高として、まとめて貸方記入し、そして新しい計算では改めて反対側の fl.50000 のように、支払うためにまとめて記入する	fl.30000	
			合計 fl.480000

資本勘定借方の下には、さらに次の計算が書かれている。

		fl.180000	Debitori	
		fl. 20000	Cassa	entgögen
No. 1 .	Summa	fl.200000		
dz erst		fl. 50000	Creditori hieoben	
capital	Rest	fl.150000	Auanziert primo Zenner 1547.	
		fl.180000	債務者	
		fl. 20000	現金	反対側の通り
No. 1 .	合計	fl.200000		
		fl. 50000	上記の債権者	
	期首資本残高	fl.150000	差引 1547年 1月 1日現在.	

資本勘定貸方の下には、次の三つの計算が書かれている。

No. 2. dz lest capital	fl.300000	Debitori vnd cassa entgegen.
	fl. 30000	Creditori hieoben.
Rest	fl.270000.	Auanziert 1553 adi vltimo Decembrio.
No. 2 .期末資本	fl.300000	債務者と現金 反対側の通り.
	fl. 30000	上記の債権者.
残高	fl.270000	差引 1553年12月末現在.

fl.270000		Proba der 120 M fl. gwin.
fl.150000		fl.250000 gmain einnemen hieoben.
<u>Rest fl.120000</u>		<u>fl.130000</u> gmain ausgeben entgögen.
ist gwin in 7 jarn.	Rest	fl.120000 gwin wie hieneben steet.

利益 fl.120000 の検算.

fl.270000		fl.250000	上記の通常の受入れ.
fl.150000		fl.130000	反対側の通常の払出し.
<u>残高 fl.120000</u>		<u>残高 fl.120000</u>	左記の通り、利益が生じた.

7年間の利益.

これらを一覧することで、第三部分では、最初に設けられている資本勘定が起点となっていることがわかる。すなわち資本勘定に書かれている金額をもって、まずその借方下と貸方下上段の各計算がなされ、それらの計算で求められた二つの金額の差額を求める計算が貸方のさらに下左でなされて、最後にその計算結果の検算がその右でなされている。

このように全体を理解すると、当然まず資本勘定から検討することになるが、同勘定口座には要約すると次のような事柄が記載されている。

期首債務	fl. 50000	期首債権	fl.180000
期中払出し	fl.130000	期首現金	fl. 20000
期末債権	fl.300000	期中受入れ	fl.250000
(うち現金	fl. 40000)	期末債務	fl. 30000
	<u>fl.480000</u>		<u>fl.480000</u>

この勘定口座には、期首の債権・現金と債務、期末の債権と債務、そしてその中間に期中の払出し (ausgeben) と受入れ (einnemen) が記載されている。そのさい、期首の債権・現金と債務、期末の債権と債務が貸借逆に記載されているのが目につく。特に、期首の債権・現金が貸方に債務が借方に記載されているのは、なぜであろうか。通常の勘定口座では貸借が分かれており、資産の期首有高と期中の増加は借方に、負債の期首有高と期中の増加は貸方に記載するのがふつうであろう。またこの勘定口座には、内容を異にする複数の金額が記載されて、何らかの目的をもった計算がなされているように思える。とはいえ記載するさいの貸借に一貫性がなく、最後の貸借合計が一致しているとはいえ、勘定残高が求められているわけではない。

この資本勘定が第三部分の起点であるのは確かであるが、それはどのような意味で起点なので

であろうか。またこの勘定口座に記載されている金額は、どこから取出されたものと考えればよいのであろうか。すなわち、ここでは省略されているものの、手続的には、一定の記帳体系をもって記帳された帳簿がこの勘定口座の前に存在し、そこから取出された金額が書かれているのであろうか。それとも、この勘定口座のもととなるべき帳簿記録は全く存在せず、この勘定口座のためだけに工夫された金額が、それぞれ書かれているのであろうか。前者とすれば、省略されているのはどのような記帳体系をもって記帳された帳簿で、とくに当時の簿記記録であれば当然あるはずの仕訳帳が示されていないのはなぜであろうか。

3 全体の記述順

詳細な検討に入る前に、明らかにしておかねばならないことが一つある。それは、三つの部分はどのような順に書かれたのかという問題である。書かれた順の如何によっては、以後の議論は違うことになる。

記述順にこだわるのには、理由がある。実は、第三部分の資本勘定に類似するものが第一部分にも、資本勘定の下でなされている四つの計算に類似するものが第二部分にも、それぞれ書かれている。第一部分の最初に設けられているハンス・ブルスト (Hans Wurst) 勘定 (丁数7) の記載事項と記載方法は、資本勘定のそれらと同じもののように思える。ハンス・ブルスト勘定でも、期首の負債有高が借方に資産有高が貸方に記載されている。そして期中に生じた三つの受入れが貸方に記載され、さらに期末の資産勘定残高が借方に負債勘定残高が貸方に書かれた結果として貸借の合計が一致している。また第二部分でなされている計算は、計算の数及び形に違いがあるものの、第三部分でなされている四つの計算と同じ趣旨のものと考えられる。

したがって、常識的に、書かれている順に第一部分、第二部分、第三部分の順に書かれたと考えればよいのかもしれないが、まず第三部分を書いて、その後第一部分と第二部分を書いて前に付け加えたと考えることができないわけではない。

このことの解明に手掛りを与えるかにみえることが、1550年本の最初の2頁すなわち78枚目表頁と78枚目裏頁に、何のタイトルも付さないまま書かれている。それは同書を書くことになった経緯、全体の構成等について記したものであるが (以下では、この部分を「前書き」と呼ぶ)、その中途あたりに次のような記述がある⁷⁾。

「仕訳帳は丁数1から丁数5までに、それに続く債務帳は丁数7から丁数14までに、そして秘密帳は丁数16から丁数20までに示している。主要簿には仕訳帳がないが、いくつかの計算が主要簿での仕訳帳の役をはたしている；」 (Vnd findet man also ein Zornal von ac.1 bis 5, das Schuldbuch daruber von ac.7 bis 14 vnnnd das Gehaimbuch von ac.16 bis 20. Das Hauptbuch hat kain Zornal, sonder die rechnungen seind des Hauptbuchs Zornal；)

ここでの初めから丁数 (ac.、a carta の略) 14までが第一部分、丁数16から丁数20までが第二

部分で、その後が第三部分なのであるが、ただここに第一部分、第二部分、第三部分の順に書かれているからという理由で、1550年本がその順に書かれたと即断してよいであろうか。もし第三部分までの下書きを試行錯誤を繰り返したうえでようやく書き上げたとなると、清書はその後なされたであろうし、「前書き」はそのさい書かれたであろう。とすれば全体の構成がきまり丁数も確定したあとにそれを書いたのであるから、「前書き」に書かれているからということをもって、第一部分、第二部分、第三部分の順に書かれたときめてしまうことには問題がある。

とくに第三部分の資本勘定には、前掲のとおり、それ自体に丁数が付されていないばかりか、記載事項に記帳関係を示す具体的な丁数が全く含まれていないのであるから、書かれた順番を丁数を頼りにきめることは不可能である。このように考えると、三つの部分が書かれた順序は、各部分に書かれている内容の前後関係をもとにきめるしかないことになる。

ただ第一部分と第二部分に限ってみると、次のような記載内容の前後関係から、まず第一部分が、ついで第二部分が書かれたのは確実である。したがって問題は、第三部分が最初に書かれたのか、それとも最後に書かれたのかという点である。

第一部分は仕訳帳（Zornal）と、そこから転記される勘定口座が開設されている債務帳（Schuldbuch、現在でいえば総勘定元帳）からなっている。エルビング写本では、仕訳帳は79枚目表頁（見開きの右頁）から83枚目裏頁（同左頁）までの10頁にわたって書かれているが⁸、ここでは1枚の紙の表裏に同じ丁数が、初めから丁数1、丁数2の順に、丁数5まで付されている。つづく債務帳では、最初の頁である84枚目表頁（同右頁）に勘定科目一覧表（alphabet）が書かれており、次の頁すなわち84枚目裏頁（同左頁）から92枚目表頁（同右頁）までの16頁に、見開きの左右頁を使って勘定口座が開設されている⁹。そのさい勘定科目一覧表には丁数6が、その後の各見開きには初めから丁数7から丁数14までが付されている。なお最後の頁である92枚目裏頁（同左頁）には、「丁数7から丁数14までの債務帳の終わり」（End des Schuldbuchs als von adcarta 7 bis an adcarta 14）と書かれているだけで、丁数は付されていない¹⁰。

このように丁数が付されている仕訳帳と勘定口座の記帳関係は、次のようにして示されている。

仕訳は貸借が分けられて、ともに不完全な文章で書かれているのであるが、それぞれの転記先勘定口座の丁数は左欄外に分数形式で、例えば $ac. \frac{7}{8}$ のように書かれている。ここでは分母が貸方の、分子が借方の各転記先勘定口座の丁数である。他方勘定口座では、期末の最終手続の場合を除くと、摘要の末尾に、まず転記された仕訳が書かれている仕訳帳の丁数、つぎに転記された仕訳の貸借逆側が転記されている勘定口座の丁数の順に、二つの丁数が書かれている。ここで注意すべきは、それら勘定口座に書かれている丁数のうち、前に書かれているそれは1から5までで、後に書かれているそれが7から14までと限られていることである。そのことから第一部分に関する限りは、仕訳帳に書かれている金額だけが勘定口座に転記されていると断定しうることになる。

第二部分には、仕訳帳がない。秘密帳（Das Geheim oder Wexelbuch）という名の、八つの勘定口座と二つの計算を書いた帳簿が示されているにすぎない。その最初の頁すなわち93枚目表頁（同右頁）には、これまた勘定科目一覧表が書かれており、それには丁数15が付されている。つづく93枚目裏頁（同左頁）から98枚目表頁（同右頁）の10頁にわたって、第一部分の債務帳と同じく見開きの左右頁を使って各勘定口座が開設されているが、最初の見開きが丁数16、最後の見開きが丁数20である¹¹。

第二部分の勘定口座でも、摘要の末尾に記帳関係を示す丁数が書かれているが、その数は一つであることが多い。ただ、二つのこともある。丁数一つが書かれている場合の丁数は、秘密帳の他の勘定口座のそれに限られているが、二つ書かれている場合の丁数は、ともに第一部分の債務帳でのそれである。このことは、第二部分の勘定口座には、少ないとはいえ、第一部分の勘定口座に書かれている金額が記載されていることがあることを示すわけであるが、このことから第二部分の前にすでに第一部分が書かれていたこと、すなわちまず第一部分が書かれて次にそれをふまえて第二部分が書かれたと断定しうることになる。仕訳帳のない第二部分をまず書いて、その後その第二部分と整合性を保つかたちで仕訳帳を含む第一部分を書き、第二部分に後から関連する丁数を書き加えたと考えるのは不自然であろう。

このように、まず第一部分、次に第二部分の順に書かれたのは確かと考えられるわけであるが、第一部分を書き始めた時点で、すでに第二部分の執筆を予定し、その内容までが一応固まっていたことも認めねばならない。第一部分で設定されている取引は、後述のごとく、そこでの説明に完全に適合しているとはいえないながらも一応は役立っている。しかし第二部分の説明には、決して都合のよい取引であったとは思えない。シュバルツ自身がそう感じていたであろうことは、第二部分になって新たに補正を目的としたと考えられる取引が加えられていることから明らかである（後述）。したがってこの点だけを見ると、第一部分を書き始めたときには第二部分を書く予定はなく、第一部分を書き終えたあとになって第二部分を書くことにしたと考えることもできるわけであるが、しかしその考えは、シュバルツに簿記書を依頼した人物の要望を考えると、否定せざるをえない。依頼者はシュバルツに、前述の通り、主人だけが手にする帳簿を含む、支店の取引をもすべて本店で一括記帳する体系の作成を依頼したのである。したがってもし第一部分を書きおえたあとになって初めて第二部分を書くことにしたとすれば、初めは依頼者の要望を半分しか満たさないまま終わってしまう可能性があったことになる。依頼者の要望を一部しか満たさないまま終わるような書き方を、はたしてするものであろうか。シュバルツははじめから、要望を二つに分け、まず本店で支店の取引を含むすべての取引を帳簿係が記帳する体系すなわち仕訳帳と債務帳をもって行う記帳体系について書き、次にそれらの帳簿をみて主人自身が記帳する帳簿すなわち秘密帳について書こうとしていたと考えるべきなのである。

第三部分が最初に書かれたのか最後に書かれたのかを判断するために、次の諸点に注目する。

- ①第一部分及び第二部分に比べると、前掲のとおり第三部分は頁数が少なく、それだけ簡潔である。
- ②第三部分では記載事項に年月日が明記されているが、第一部分及び第二部分では日付がほとんど書かれていない¹²。
- ③第一部分及び第二部分で設定されている取引には不備がある。また正の持分の増加だけ（すなわち、負の持分の増加は含まれていない）という点で一般性に欠けるが（後述）、第三部分の取引には正の持分及び負の持分双方の増加が含まれており、一般性が認められる。
- ④第一部分と第二部分では、重要な点（期首と期末の資産・負債の集計方法——後述）にはっきりとした違いがあるが、第三部分では第一部分と同じそれらの集計方法が採用されている。これらを見ることから、二つの考え方が可能であろう。一つは、まず第一部分、次に第二部分の順に書きすすめ、第二部分を書き終えたあとになって第一部分より良いと考えてそこで採用した期首と期末の資産・負債の集計方法等に不満を覚え、取引を一般化して日付も付し、第一部分で採用していた期首と期末の資産・負債の集計方法を再び用いて、最後に資本勘定に集計された事項を中心として、彼として最も主張したかったことだけを書いたのが第三部分であったと考えるものである。他の一つは、第三部分をまず書き、それが結論だけで簡潔すぎたために説明を加える必要を感じ、第三部分に至るまでの過程を、帳簿係が記帳する帳簿の説明を第一部分、主人だけが記帳する帳簿の説明を第二部分として二つに分けて後から書き加えたと考えるものである。

これらのうちでは、次のような理由から、前者が明らかに妥当といわざるをえない。

整然とかつ簡潔に書かれている第三部分の説明としては、後にみるように、第一部分及び第二部分の取引設定は万全であったとはいえない。第一部分では、改めればよかったはずの取引をそのままにして、その取引設定の不備から生じる矛盾を、理屈を無視して無理やり表面から消し去る処理がなされている。第二部分では、通常は考えられない利息の受取り方（後述）がなされている。簡潔に書かれたことの解説のために、不完全で不自然な取引設定をあえて行うものであろうか。また、ある期間の取引をもってある事柄を説明するには、日付が明示されているほうが望ましいのは当然であろうから、期日が明示されている第三部分の内容を説明するのに日付を付さないとは考えられない。さらに第三部分をまず書いて、第一部分と第二部分を後から書き加えたのだとすれば、第二部分でいったん第一部分とは別の期首と期末の資産・負債の集計方法を採用し、第三部分で再び第一部分で採用していたそれらの集計方法に立ち返っていることを、どのように説明することになるか。最も主張したかったことを説明するのに、納得できないことまでわざわざ含めるものであろうか。

4 第一部分の記帳法

1550年本は、第一部分、第二部分、第三部分の順に、次のように書きすすめられたと考えられる。

1550年4月17日にシュバルツを訪れた商人の名はコンラット・マイル (Conratt Mair) であったといわれているが¹³、その依頼をうけて書き始めたのが、第一部分であった。

それは、前期繰越を含む42の取引をまず仕訳帳に複式に仕訳し、それを債務帳に設けられた17の勘定口座に転記して、期末に一部の勘定口座についてだけそれらの勘定残高を他の勘定口座へ振替えて締切る処理を行い、最後の段階で勘定残高を有したすべての勘定口座の勘定残高を主人勘定であるハンス・ブルスト勘定に仕訳することなく記載して、そこでの貸借合計が一致することをもって期中の記帳処理全体が正しかったことを確認するものであった。

第一部分の概要は、次の通りである。

仕訳は貸借を分けて、まずそれぞれの勘定科目と貸借の別及び金額、さらにつづけて小書きを書き、末尾に改めて仕訳金額が書かれているのがふつうである。これらのすべてが一つのパラグラフに収められているのがふつうであるが¹⁴、翻刻版では短いものは二行、長いものでは十八行にもなっている。転記先の勘定口座を示す丁数のつけ方は、前述のとおりである。

まず書かれている勘定科目と貸借の別及び金額は、貸借とも不完全な文章で書かれている。最初に書かれているのは必ず借方部分であるが、ほとんどの場合それは *Mir soll* で始まっており、次に勘定科目が主語として、そして末尾に金額が目的語 (四格) として書かれている。「勘定科目は私に、(・・の) 金額を～しなければならない」という文体で書かれているわけである。つづく貸方部分は、*Die soll ich* で始まっており、次に勘定科目が目的語 (三格) として書かれているのがふつうであるが、金額は例外なく具体的には書かれていない。文頭の目的語 *Die* (四格) が、借方部分末尾に書かれている金額を「それを」と指示しているのである。したがって貸方の多くは、「私はそれ (だけの金額) を、勘定科目に～しなければならない」という文体で書かれているわけである。貸借とも、各勘定口座の上部に書かれている勘定科目と貸借の別の場合と同様に、末尾に書かれるべき動詞 *geben* が例外なく省略されている。「貸借とも不完全な文章で書かれている」としたのは、このためである。

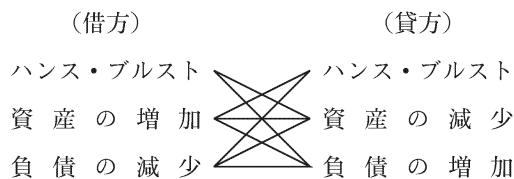
貸方部分に続けて小書きが書かれているわけであるが、その内容及び長さは仕訳によって当然まちまちである。取引が種々の貨幣単位及び重量単位でなされているため、それらの記帳単位すなわちアウグスブルクの貨幣単位 *fl.* (*rheinische Gulden* の略) 及び重量単位 *ctr.* (*Zentner* の略) への換算が書かれていることが多い。そして最後に、仕訳金額が改めて書かれている。ただし小書きまでとは離して、前後の仕訳金額が合計しやすい右欄外に書かれているわけではない。借方部分だけにしか金額を具体的には書かないのであるから、仕訳全体の貸借別合計を求めることは初めから不可能である。最後になされている期中の記帳処理全体の検算 (後述) は、仕訳金

額を全く活用しない方法でなされているのであるが、そのような検算を行っている理由の一つは、この点にあると考えられる。

勘定口座への転記は、現在と同じ仕方、すなわち『仕訳と同じ勘定科目が書かれている勘定口座の、仕訳と貸借同じ側に、仕訳と同じ金額を記入する』という手順でなされている。ただ、仕訳のつど転記したとは思えない場合がいくつかある。すなわち、仕訳順は後であっても、勘定口座では、前になされた仕訳よりも上の位置に転記されている場合が五箇所ある¹⁵。

第一部分は、すべての取引を資産（＝現金、商品、債権）及び負債（＝債務）の期首有高又は期中の増減と、それらの写像である正の持分及び負の持分の期首有高又は期中の増加とを関連ずけて複式処理し、それらの結果を最後にハンス・ブルスト勘定に期首と期末の各正味持分（正の持分が負の持分を上回る額。現在でいえば資本）が貸借逆に生じるように、仕訳することなく記載するシステムで書かれている。ここで資本、収益及び費用のもととなる要素、すなわち正の持分および負の持分の期首及び期末有高、さらにそれらの期中の増加は処理されているものの、それら自体が未だ処理されていない点は、特に留意すべきである。第一部分では、資本、収益及び費用の各概念が未だ存在しないのである。

仕訳原則を示せば、次の通りである。ここでのハンス・ブルスト勘定借方は負債の期首有高又は期中の増加（又は資産の期中の減少）の写像としての負の持分の期首有高又は期中の増加を、その貸方は資産の期首有高又は期中の増加（又は負債の期中の減少）の写像としての正の持分の期首有高又は期中の増加を示す。現在でいう収益は受入れに、費用は払出しに相当するのであるが、受入れは正の持分の期中の増加として、払出しは負の持分の期中の増加として処理されている。したがって、貸借がともにハンス・ブルスト勘定となる仕訳は存在しない。



期首は、現代風書けば（借）資産 ×× （貸）ハンス・ブルスト ××となる仕訳を行って各資産勘定借方とハンス・ブルスト勘定貸方に、（借）ハンス・ブルスト ×× （貸）負債 ×× となる仕訳を行ってハンス・ブルスト勘定借方と各負債勘定貸方に、前期繰越高をそれぞれ転記することから始まっている（以下でも、仕訳はすべて現代風に示す。貨幣単位 fl.は省略する）。ここでの前期繰越高自体の正確性は、前期末に今期末と同じ方法で検算された金額をただ書き写したにすぎないのであるから正しいはずである、という限りにおいて保証されているにすぎない。それが実際に正しかったか否かが帳簿上で明らかにされるのは、今期末の検算を待たねばならない。このように期首には、ハンス・ブルスト勘定の借方に負債の期首有高の写像であ

る負の持分有高が、その貸方に資産の期首有高の写像である正の持分有高が記載されるわけであるが、この貸方に資産のそして借方に負債の各写像が記載されるという点では、第二部分の集約勘定（後述）及び第三部分の資本勘定の期首記入の場合も同じである。このことは、第三部分までの全体が、同じ記帳法で処理されていることを示す証拠となろう。

この期首の時点で、ハンス・ブルスト勘定には、貸方勘定残高として期首の正味持分を求めるのに十分な正の持分と負の持分の各期首有高が記載されているわけであるが、勘定口座を締切ってそれが実際に求められているわけではない。同勘定口座が締切られるのは期末の最終段階においてであるが、その時でも期首及び期末の各正味持分は、それぞれの時点の正の持分有高と負の持分有高の差額として具体的に求められてはいない。

期中取引も、仕訳を行って各勘定口座へ転記されているわけであるが、ハンス・ブルスト勘定には貸方に三つの金額だけが転記されている。すなわち、まず（借）アントワープ支店の銀 41（貸）ハンス・ブルスト 41 と仕訳して（仕訳15）¹⁶、アントワープ支店の銀（Silber zu Anttorff）勘定（丁数11）で総記法によって求められた現在でいえば銀の販売益となる金額が、次に（借）現金 350（貸）ハンス・ブルスト 350 と仕訳して（仕訳24）、国王陛下から現金で受取った受取利息が、そしてさらに（借）アントワープ支店 91 4/5（貸）ハンス・ブルスト 91 4/5 と仕訳して（仕訳41）、アントワープ単位 vls.（flamische Pfund の略）で記載されていたアントワープ支店勘定記載額をアウグスブルク単位 fl. に改めたことによって生じた換算益が、それぞれ転記されている。これら三つの金額が、ともに正の持分の期中増加額すなわち受入れとして処理されているわけである。これら以外に、期中に正の持分及び負の持分の増加はなかった。先に、「第一部分及び第二部分で設定されている取引・・・一般性に欠ける」としたのは、ここで正の持分が増加する取引すなわち受入取引だけが設定されており、費用支払のような負の持分が増加する取引すなわち払出し取引が設定されていないことを指す¹⁷。

期末には、ハンス・ブルスト勘定の借方に資産勘定の、その貸方に負債勘定の各勘定残高が、仕訳することなく記載されて、同勘定の貸借合計が一致して締切られている。ただそのようにハンス・ブルスト勘定に記載されているのは、期末時点での勘定残高すべてではない。すなわち期末に勘定残高を有したにもかかわらず、ハンス・ブルスト勘定に集計するまでの過程で振替仕訳を行って他の勘定口座へ振替えられ、勘定残高が意識的に無くされている勘定口座がある。前述の「取引をそのままにして、その取引設定の不備から生じる矛盾を、理屈を無視して無理やり表面から消し去る処理」がこれである。勘定口座開設順に言えば、「シュラッケンバルデン支店の錫」（Zin zu Schlackenwalden）勘定（丁数11）、「国王陛下との錫取引」（Zinhandlung auf der ro. kön. mt. contract）勘定（丁数12）それと「ニュルンベルク支店の錫」（Zin zu Nürnberg）勘定（丁数12）の三つについて、そのような処理がなされている。

期末に、シュラッケンバルデン支店の錫勘定には借方に fl.53418、国王陛下との錫取引勘定に

は借方に fl.27、そしてニュルンベルク支店の錫勘定には貸方に fl.50200 の各勘定残高があった。それらのうち、まずニュルンベルク支店の錫勘定とシュラッケンバルデン支店の錫勘定の各勘定残高が、(借) ニュルンベルク支店の錫 50200 (貸) 国王陛下との錫取引 50200 及び (借) 国王陛下との錫取引 53418 (貸) シュラッケンバルデン支店の錫 53418 とそれぞれ仕訳して (仕訳36、仕訳39)、まず国王陛下との錫取引勘定へ振替えられている。そしてさらに、その結果として国王陛下との錫取引勘定に生じた借方勘定残高 fl.3245 (fl.27+fl.53418-fl.50200) が (借) 秘密帳 3245 (貸) 国王陛下との錫取引 3245 と仕訳して (仕訳42)、秘密帳 (Das Geheim oder Wexelbuch) 勘定 (丁数10) へ振替えられている。

ここで、期末に勘定残高を有した勘定口座のうち上記三つの勘定口座についてだけ、このような勘定残高を無くす処理がなされているのはなぜであろうか。それは、それら三つの勘定口座の勘定残高だけが資産又は負債としての実体を示しておらず、最後になされている期中の記帳処理全体の検算のためには、理屈からして除外しなければならなかったからとしか考えられない。

5 第一部分の検算法

では、第一部分の最後でなされている期中の記帳処理全体の検算法とは、どのようなものであったか。

複式仕訳を行い、現在と同じ手順で勘定口座へ転記するのであるから、正しく処理されているかぎりは、期末のすべての勘定口座の借方記入額合計と貸方記入額合計は当然一致しなければならない。したがってこのことを活用して、期中の記帳処理全体の検算を行うことは可能であったはずである。しかしそのような、現在でいえば合計試算表でなされている検算は行われていない。1550年本が手書きであったこと、そのうえ仕訳金額が小書きにつづけて書かれていたことなどのために合計を求めるのがやっかいで、しかも借方だけにしか仕訳金額が具体的には書かれていないことから貸借別の二つの合計を求めることができなかったことが、これには関係したのであろう。とはいえ、各勘定口座ごとに貸借記入額を相殺したあとの金額すなわち各勘定口座の勘定残高の合計を活用した検算、現在でいえば残高試算表でなされている検算が行われているわけでもない。

第一部分の最後でなされている検算は、期首の資産勘定有高及び負債勘定有高の各写像と期末の資産勘定残高及び負債勘定残高のすべてをハンス・ブルスト勘定に期首と期末で貸借逆に記載し、それに期中の正の持分増加額を加味した (前述のごとく、期中に負の持分の増加はなかった)、すなわち整理すると期首と期末の各正味持分が貸借逆に生じるように関連ある金額すべてをハンス・ブルスト勘定に記載し、それに期中の正の持分増加額すなわち受入れを加味したものであった。数式で示すと、 $\text{期末正味持分} = \text{期首正味持分} + \text{期中の正の持分増加額}$ となる関係が成立しているか否かを確認するものである。

したがって正味持分の算定に含めるべきでない金額、すなわち資産又は負債の実体を示さない勘定残高は、ハンス・ブルスト勘定に記載するのをやめねばならない。となると、吟味しなければならないのは期末の勘定残高ということになる。前期末においても、ここでなされているのと同じ手続がなされていたであろうから、期首の資産勘定残高及び負債勘定残高はそれぞれが形式上は実体を示していたとみなさざるをえず、したがってハンス・ブルスト勘定期首記載額はそれらの正しい写像額であったと考えることになるからである。

とはいえ、ここで資産又は負債の実体を示さない期末の勘定残高を放置して、資産又は負債の実体を示す期末の勘定残高だけを集計することはできない。そのような処理は、複式処理されている記帳の一部をただ除外することであるから、記帳全体のバランスを崩し、ハンス・ブルスト勘定の期末合計が貸借で一致しなくて当然となるからである。そこでハンス・ブルスト勘定に資産又は負債の実体を示す各勘定残高だけを集計するまでの過程で、資産又は負債の実体を示さない各勘定残高を複式処理を行って意識的に他の勘定口座へ振替えて表面上消し去ろうとしたのが、上記三つの勘定口座締切りであったと理解することになる。

ただここでなされている処理は、資産又は負債の実体を示さない勘定残高を、資産又は負債の実体を示す勘定残高の中に埋没させるにすぎない。資産又は負債の実体を示さない勘定残高がハンス・ブルスト勘定に直接には記載されないとはいえ、間接的には記載されることになる。取引を改めないかぎり根本的な解決とはならないことを十分理解したうえで、ここでの処理はなされていると考えるべきであろう。

では、上記三つの勘定口座の各勘定残高が資産又は負債の実体を示さないのは、なぜであろうか。それを理解するには、第一部分でなされている錫取引とその記帳法をみなければならぬ。第一部分での錫取引は、次の通りであった。

期首には、本支店のどこにも、錫は存在しなかったと考えられる。それは、資産の前期繰越を示す次の(仕訳1)から読み取ることができる¹⁸。

(借) 現 金	10000	(貸) ハンス・ブルスト	46000
アントン・フッガーと甥	8000		
シュラッケンバルデン支店	7000		
アントワープ支店	12000		
ニュルンベルク支店	9000		

これより、アウグスブルク本店には期首に錫ばかりかいかなる商品も無かったのは明らかである。また確かに小書きには、三つの支店に対する本店の債権は各支店が有した「債権と現金、商品等が債務を上回る」(mer debitores vnd bargelt, wahren etc. weder creditores) 金額であると書かれてはいるが¹⁹、ここでの商品の中に錫は含まれていなかったはずである。もし各支店が期首に錫を有していたとすると、期中にはそれを各支店ごとの錫勘定を設けて処理しているの

であるから、期首と期中で錫を別々の勘定口座で処理することになる。一つの事柄を、二つの勘定口座に分けて処理することなどありえようか。小書きにもかかわらず、期首にはどの支店にも本店と同様に、錫ばかりかいかなる商品も存在しなかったと考えられるのである。

期中に錫を外部から購入したのはシュラッケンバルデン支店だけであったが、それも国王陛下だけから行った。同支店が購入した錫は全部で 3301 ctr.（単価 fl.18、従って購入価額 fl.59418）であったが、まずそのうちの 3000 ctr.をニュルンベルク支店へ送り、残り 301 ctr.は fl.6622 で外部に販売した。ニュルンベルク支店は、送られてきた錫のうち 1000 ctr.をアウグスブルク本店へ送り、残り 2000 ctr.は fl.52450 で外部に販売した。アウグスブルク本店には、送られてきた錫のすべてが期末に残っていた。これら錫の購入・販売・発送・受取りには、それぞれいくらかの費用を要した。

これらの取引を、外部から購入したときの購入価額は借方に、外部へ販売したときの販売価額は貸方に、それを行った各支店の錫勘定に重量とともに記載した。費用は、それを支払った本店又は支店の各錫勘定借方に記載した²⁰。また本支店間又は支店間で錫を授受したときは、受取った側は借方に、送った側は貸方に、その重量だけをそれを行った本店又は支店の錫勘定に記載した。したがってこの処理法は、いずれの店の錫勘定においても販売損益が計算できるまでには至っておらず、重量をも又は重量だけを記入するという点で変則的ではあるが、現在でいう付随費用をも加味した総記法ということになる。

このようなわけでシュラッケンバルデン支店の錫勘定及びニュルンベルク支店の錫勘定の各勘定残高は、単にそれぞれの支店が外部から購入した錫の購入価額及び支払った費用の合計額と、外部へ販売した錫の販売価額との差額を示しているにすぎない。そのような二つの支店の錫勘定の各勘定残高が振替えられた国王陛下との錫取引勘定には、すでに借方に fl.27 が記載されていたのであるが（仕訳25）、それはニュルンベルク支店からシュラッケンバルデン支店へ売上代金の一部を送金したときの運賃である²¹。したがって、その勘定残高もまた資産又は負債としての実体を示していないのは明らかである。

もし、このような資産又は負債としての実体を示さない勘定残高を生じさせるような取引設定がなされていなければ、ここで行われている期末の勘定口座締切りは当然行う必要などなかったわけである。以前、「第一部分で設定されている取引は、・・・そこでの説明に完全に適合しているとはいえないながらも一応は役立っている」としたのは、このためである。

ではどの点に、取引設定の不備があったのであろうか。それは、期末にアウグスブルク本店に錫が残っていたにもかかわらず、その残った錫の棚卸高がきまっていなかったことである。もし本店が受取った錫のすべてを外部に販売しておれば、全体としては外部から購入した錫のすべてを外部に販売しつくしたのであるから、本店と二つの支店の錫勘定の各勘定残高を国王陛下との錫取引勘定へ振替えれば、そこで総記法によって錫の販売損益を求めることができたのである。

また仮に本店に錫が残っていたとしても、その棚卸高がきまっておれば、国王陛下との錫取引勘定貸方にその金額を記載することで総記法によって錫の販売損益を計算することができたのである。そのようにして求められた錫の販売損益はいずれも正味持分の増加額又は減少額であるから、仕訳を行ってハンス・ブルスト勘定に振替えれば十分であったわけである。

ただアウグスブルク本店が受取った錫のすべてを外部に販売しつくすか、本店に残っていたとしてもその期末棚卸高が明らかにされていると、どうなったであろうか。日頃本店で記帳する帳簿、すなわち第三者の目にふれるかもしれない帳簿で錫の販売損益が明らかになってしまうことになる。錫商であるため錫取引の記帳法を示すことは必要であったとしても、販売損益まではそこで明らかにしないために、ここでは意識して不十分な取引設定がなされていると考えるのは好意的すぎるであろうか。第三者の目にふれるかもしれない帳簿であるから、営業の中心である錫取引の販売損益までは計算しなかったものの、販売損益の計算法を示すために、アントワープ支店の銀勘定（丁数11）で銀の販売益を計算しているとも考えられよう。

その後国王陛下との錫取引勘定に生じた借方勘定残高 fl.3245 は、秘密帳勘定借方へ仕訳を行って振替えられているわけであるが、ここにも無理が認められる。1550年本では、債権・債務を人名勘定をもって処理しているのであるが、そのような記帳体系の中で秘密帳勘定は、負債の一部について債権者名を表に出さないために用いられている。期末までに同勘定口座には、貸方にそのような負債が合計 fl.45000 記載されていた。その借方へ、資産又は負債としての実体を示さない国王陛下との錫取引勘定の勘定残高を振替えることで、国王陛下との錫取引勘定の貸借を無理やり一致させたわけである。このことによって国王陛下との錫取引勘定は表面上決着がついたとはいえ、秘密帳勘定は全く混乱した内容を示すことになった。ここでなされている処理も、全く無謀なものというしかない。ここでも取引設定の不備をそのままにして、無謀とも思える勘定口座の締切りをあえて行い、それを表面から消し去っているにすぎない。

ここでの手続きは、国王陛下との錫取引勘定を設けず fl.27 を初めからどちらかの支店の錫勘定借方に記載して、それら二つの支店の錫勘定の各勘定残高を直接秘密帳勘定へ振替えても結果に変わりはないはずである。それにもかかわらずあえて同勘定口座を設けたのは何故であろうか。同勘定口座に記載されている fl.27 は、前述のとおり、ニュルンベルク支店がシュラッケンバルデン支店に売上代金の一部を送金したときの運賃であるから、錫の売買に直接関係した費用ではない。ここでは錫の売買に直接関係した費用とその売買の結果に関して生じた費用すなわち錫の売買に間接に関係した費用とを、分けて処理していることになる。としても、さほど意味のある処理とは思えない。それとも、秘密帳勘定への記入を一回ですますようにしようとしたのであろうか。

ただここで、負債としての実体を正しくは示していない秘密帳勘定の貸方勘定残高 fl.41755 (fl.45000 - fl.3245) を最後にハンス・ブルスト勘定貸方に仕訳することなく記載する金額の一

つとして処理していることから、形ばかりとはいえ同勘定に資産又は負債の実体を示す期末の勘定残高すべてを記載して期末の正味持分を求める形をつくり、そこであくまで期中の記帳処理全体の検算法を示さんとしたシュバルツの強い意思を読み取るべきなのかもしれない。

第一部分は、第三者の目にふれるかもしれない仕訳帳と債務帳での支店の取引をも含むすべての取引の記帳法を示すとともに、最後に $\text{期末正味持分} = \text{期首正味持分} + \text{期中の正の持分増加額}$ の関係を活用して、期中の記帳処理全体が正しかったことを一つの勘定口座のうで明らかにするところまでを示そうとしているにすぎない。正しいことが確認された金額を用いて、さらに何らかのことを示すことまではなされていない。

ここまでをまず書いて、次に主人だけが手にする帳簿すなわち秘密帳について書くにあたり、上記関係式の一部を移項すれば $\text{期末正味持分} - \text{期首正味持分} = \text{期中の正の持分増加額}$ となることに気づき、それを利用して期中の正味持分増減額（現在でいえば期間損益）を一括計算する方法とその検算法をも示そうとして書いたのが、第二部分であったと考えられる。第一部分に着手したときにシュバルツが描いていた第二部分の構想の中には、特定の債権者との債務関係と国王陛下フェルディナンドとの錫取引を明示することだけが含まれており、期間損益の一括計算等までは、未だ含まれていなかったのではないか。

第二部分には仕訳帳が示されていないわけであるが、仕訳を行いそれを勘定口座へ転記してさらに最後に期中の記帳処理全体を検算するまでは、第一部分ですべて説明しつくしたと考えてのことであろう。

6 第二部分

第二部分に着手したとき、第一部分の取引と処理法をそのまま用いたのでは適当でないことに、シュバルツが気付いていたのは確かである。

第一部分では錫商を想定しながら、本業に関係ない銀の販売益は計算されていても錫の販売損益自体は計算されておらず、それを計算するためのデータも欠けている。そのうえ期首と期末の正味持分を活用して期末に検算を行うにもかかわらず、それら二つの正味持分自体が実数としては求められていない。また期末の正味持分の算定に含めるべきでない勘定残高、すなわち資産又は負債としての実体を示さない勘定残高を生じさせるような取引設定がなされている。さらにハンス・ブルスト勘定に資産と負債を集計する手続きに、一貫性がない。期首には仕訳を行いながら、期末にはそれを行っていない。しかも、期首と期末で資産と負債を貸借逆に記載している。

そこでこれらの点を補正するためであろう、第二部分になって、まず二つのことが加えられた。

一つは、ヨルグ・アマン氏から fl.30000 を借入れてそのすべてを直ちに国王陛下に年率10%で貸付け、その利息を貸付けて四ヶ月が経過した時点から、すでに同陛下から購入していた錫の購入単価 fl.18 に fl.3 ずつ計算上上乘せするかたちで、一部ずつ六ヶ月にわたって形式上毎月受取

ることとしたことである。ここでは通常では考えられない受取利息に関する取引すなわち受入れ取引だけが加えられ、ヨルグ・アマン氏へ支払うべき利息に関する取引すなわち払出し取引が設定されていないのであるが、それは取引を一般化することよりも、第一部分の取引を基本的には変えることなく、取引の追加を第二部分の説明に必要な最小限にとどめることを意識したためであろう。他の一つは、アウグスブルク本店に残っている錫 1000 ctr.を、1 ctr.当たり fl.17 で評価することとしたことである。

これらの取引を追加することで、錫取引 (Der Zinhandel principal) 勘定 (丁数19) での総記法による錫の販売損益の計算を可能にし、期末に一括計算した期中の正味持分増減額の検算をも可能にしたのである。

ただここで、利息を購入単価 fl.18 に fl.3 を上乘せするかたちで、しかもそれを六ヶ月にもわたって形式上毎月受取ることとした点には、さらに別の意図もうかがえる。

諸費用をも含めた総記法によって錫の販売損益を計算するには、期首に錫はなかったと考えられるのであるから、期中の購入価額・諸費用・販売価額それと期末の棚卸高がきまっておれば十分である。それらのうち期中の購入価額・諸費用・販売価額は、すでに明らかにされている。したがってここでは、期末の棚卸高だけをきめれば十分であったはずなのである。それにもかかわらず、購入単価に fl.3 を上乘せすることで期中の購入価額までを増額しているのは、なぜであろうか。それは、第一部分の取引を可能なかぎり生かしながらも、それでいて計算される錫の販売損益を常識的な金額にしようとしたためなのであろう。もし購入価額に上乘せ分 fl.9903 (fl.3 × 3301 ctr.) を加えなかったとすると、錫取引勘定で求められる錫の販売益は fl.13255 (売上高 fl.59072 - 売上原価 (fl.62317 - fl.16500)) になり、売上高利益率は約22% (fl.13255 ÷ fl.59072) にもなる²²。

さらに、次のような意図もうかがえる。六ヶ月分の利息は、一度に受取ることになれば十分であったはずである。六ヶ月にわたって毎月一部ずつ受取ることにしても一度にまとめて受取ったとしても、計算される受取利息の額がさほど変わるわけではない。したがってわざわざ六ヶ月にわたって、しかも毎月一部ずつ計算上受取ることとしたのには、何らかのねらいがあったと考えねばならない。錫取引に関する、1550年1月からの、前月の債権残高にその月の債権発生額 (= 利息発生額) を加え、それからその月に受取ったと計算された利息額を引いてその月の債権残高を求める六ヶ月分の計算が「国王フェルディナンド陛下等との錫契約」(Die ro. kön. mt. Ferdinandus etc. auf den zin vertrag) 勘定 (丁数20) 借方に加減算形式で示されているのであるが、それは記帳法だけでなく利息計算法までも示そうとしたためなのであろう²³。

さらに第二部分では、期首と期末の各正味持分を求めるのに必要な資料のすべてをハンス・ブルスト勘定だけに記載し、それでいて実際に各正味持分を具体的に求めることはしていない第一部分とは異なり、期首と期末の資料を別々の勘定口座に記載して、それぞれの正味持分が実際に

求められている。第二部分では最後に、期首と期末の各正味持分を比較して期中の正味持分増加額が一括計算されているのであるが、それら正味持分がそれぞれいくらで、それらがどのように計算されるかを明らかにするのが適当と考えてのことであろう。前述の、「第一部分より良いと考えてそこで採用した期首と期末の資産・負債の集計方法」がこれである。別々の勘定口座に期首と期末の資料を分けて記載してそれぞれの正味持分を求めることにすれば、必要な時に勘定口座を締切ってそれぞれの正味持分を求めることができる。とするとその場合は、期中の記帳処理全体がバランスしているか否かを、どちらか一つの勘定口座の上で前記関係式を活用して確認することは断念せざるをえないはずであるから、資産有高及び負債有高の期首の写像とそれらの期末勘定残高を意識して貸借逆に記載する必要はなく、記帳での貸借一貫性を表面上確保することが可能になる。

第二部分では、期首及び期末の各正味持分が、次のようにして実際に求められている。

第二部分で開設されている八つの勘定口座で中心となっているのは、最初の見開きすなわち93枚目裏頁と94枚目表頁の上部に設けられている「集約」(Caudal general) 勘定と、その下に設けられている「No. 1の全体計算の締切り」(Beschluss ainer general rechnung No. 1) 勘定の二つである(丁数16)²⁴。

集約勘定には、借方に期首負債 fl.16000、貸方に期首資産 fl.46000 が記載されている。これらの記載内容と記載の貸借は、第一部分のハンス・ブルスト勘定でのそれらと同じである。このことから、それらの金額は資産及び負債の期首有高の写像であると考えられることになる。それがどの時点でなされたかは判断できないが、同勘定口座は締切られて、期首の正味持分 fl.30000 が貸方勘定残高として求められている。No.1の全体計算の締切り勘定でも、集約勘定と同様に、借方に期末負債 fl.75000 が、貸方に期末資産 fl.110963 14/15 が記載され、期末の正味持分 fl.35963 4/5 が貸方勘定残高として求められて締切られている²⁵。ここでの資産及び負債の金額は、第一部分の期末と同じ手順で記載されたのであろうから、写像ではなく勘定残高そのものと考えられる。

これら期首と期末の各正味持分が求められている二つの勘定口座への記入は、第一部分の債務帳の記録と第二部分になって新たに加えられた取引の中から関連ある金額を選び出して、ともに仕訳せずに、ただ書き写したものと考えられることになる。二つの勘定口座とも資産を貸方に、負債を借方に記載しているわけであるが、それは、期首の資産有高及び負債有高の写像が記載されているハンス・ブルスト勘定をもとにまず集約勘定を作成し、次に期末の資産及び負債の実体を示している勘定残高を取出して No. 1の全体計算の締切り勘定に、集約勘定と貸借を意識的に合わせて記入したからであろう。

他の六つの勘定口座には、第二部分になって新たに加えられた取引を含む期末までの資産と負債の各増減が記載されて、No. 1の全体計算の締切り勘定記載額を裏付けているのであるが、そ

れらへの記入も仕訳せずにとだ書き写したにすぎないと考えることになる。

その後 No. 1 の全体計算の締切り勘定借方で、上のようにして別々の勘定口座で求められた期末と期首の各正味持分の差額 fl.5963 4/5 (fl.35963 4/5 - fl.30000) が、何のタイトルも付さないまま階梯式計算によって求められている。勘定形式ではないにしても、それが、現在でいえば財産法による正味持分期中増加額の一括計算であるのは明らかであろう。そしてさらにその下の「利益 fl.5963 14/15 の検算」(Prob des gewins der fl.5963 14/15) とタイトルを付した計算で、その計算結果の正しいことを、fl.5963 14/15 が期中に生じた六つの正の持分の増加額合計(前述のとおり、期中に負の持分の増加はなかった)と一致することをもって確認している。ここでの集計も、仕訳することなくなされていると考えられる。

それら六つの正の持分の増加額のうち、初めの三つの金額(合計 fl.482 4/5)は、第一部分のハンス・ブルスト勘定貸方に期中に記載された金額と同じである。残り三つの金額は、いずれも第二部分になって新たに取引が加えられたことから生じた正の持分の増加額である。すなわち国王フェルディナンド陛下等との錫契約勘定借方に記載されている同陛下等に対する 1549年9月1日から同年12月末までの四ヶ月分の未収利息 fl.1000 (fl.30000×10%×4/12)、fl.3 を購入単価に上乗せするかたちで六ヶ月にわたって計算上受取ることになった、国王フェルディナンド陛下等との錫契約勘定借方で計算されている同陛下等からの受取利息 fl.1129、それと錫取引勘定で総記法によって求められている錫の販売益 fl.3352 である。

期首と期末の各正味持分を別々の勘定口座で求めることにして、期首と期末とも、通常とは逆ではあるが資産を貸方に負債を借方と同じ側に記載しているわけであるが、ここでは、表面的な記帳の一貫性が強く意識されていたのであろう。ただここで、第一部分の特徴が、第二部分では表面から消える結果になっていることは見逃せない。すなわち第一部分のハンス・ブルスト勘定でなされていた期中の記帳処理全体の検算が、第二部分では影に隠れてしまっている。第二部分では、期末に行った期中の正味持分増加額の一括計算の結果が、期中に個別に求められた正の持分増加額の合計と一致したことで正しいと証明されたのであるから、それらの計算の前提である期中の記帳処理全体も当然正しかったであろうという意味での、間接的な検算がなされているにすぎない。

以上のように第一部分から第二部分への流れを理解すると、それらに続けて彼として最も書きたかったことが書かれたと考えられる第三部分の前には、示されていないとはいえ、一連の取引を記帳した仕訳帳と債務帳が存在したことになる。資本勘定の記入から、債務帳があったのは確かであるが、債務帳があったとすれば仕訳帳も当然存在したであろう。それらは取引が改められているとはいえ、当然第一部分と同じ記帳法に従って記帳された仕訳帳と債務帳でなければならない。第三部分でも仕訳帳が示されていないわけであるが、それは第二部分の場合と同様に、仕訳と勘定口座への転記については第一部分ですべて説明済みであると考えてのことであろう。そ

して資産と負債の金額を期首と期末で別々の勘定口座に記載することで貫いた記帳での貸借の一貫性を退け、第二部分で一度は影に隠れるかたちになった期中の記帳処理全体の検算法、すなわち第一部分のハンス・ブルスト勘定でなされていた一つの勘定口座での期中の記帳処理全体の検算法を、取引を一般化して再登場させた結果が資本勘定であったと考えられる。

なおハンス・ブルスト勘定から単に書き写すかたちで集約勘定が作成されているとすると、その勘定記載額すなわちハンス・ブルスト勘定期首記載額は、その時点で存在した資産及び負債の写像である。それに対してNo.1の全体計算の締切り勘定記載額は、資産及び負債の期末勘定残高そのもの、すなわち実像である。したがって集約勘定とNo.1の全体計算の締切り勘定でともに資産を貸方に負債を借方と同じ側に記載することは、写像と実像を同一視することである。第二部分で一旦採用した期首と期末の資産・負債の集計方法をすてて、第三部分で第一部分のハンス・ブルスト勘定での検算法を再登場させたのは、この写像と実像を同一視することの誤りに気付いたためであろう。

資本勘定はあくまでも期中の記帳処理全体の検算表で、後に続く四つの計算に含まれている金額の正確性を予め検算するためのものでしかない。資本勘定が第三部分の起点であるとしたのは、このような意味においてである。

片岡泰彦教授は、ウィーン宮廷図書館及びグダニスク市立図書館所蔵の二つの写本を見られたうえで、ここでいう第三部分を「会計表」と呼ばれるのであるが、次のように述べられている²⁶。

「シュヴァルツは、この会計表を、他の例題とは無関係に、いきなり提示した。

この会計表作成にいたるまでの経過を示していない。」

ここでいわれる「他の例題」が本稿でいう第一部分と第二部分を指すものとすれば、「他の例題とは無関係に、いきなり提示し・・・」、「・・・作成にいたるまでの経過を示していない」といわれることには、以上のような流れで1550年本は書かれたと理解する立場からは同意しえないことになる。

7 第三部分

第三部分では四つの計算が、資本勘定で正しいことを確認した金額を用いて、同勘定口座の下で次の順になされている。

まず期首の債権と現金の合計 fl.200000 から期首の債務 fl.50000 を引いて期首の正味持分 fl.150000 を求め（借方下）、次に期末債権 fl.300000 から期末債務 fl.30000 を引いて期末の正味持分 fl.270000 を求める（貸方下上段）。そしてそのようにして求められた期末の正味持分から期首の正味持分を引いて正味持分の期中増加額 fl.120000 を一括計算し（貸方下下段左）、さらに最後に、その fl.120000 が期中に生じた受入れ（正の持分増加額） fl.250000 と払出し（負の持分増加額） fl.130000 の差額と一致することを示して、正しく計算されていることを確認してい

る（貸方下下段右）。

したがって最初の計算が、第二部分の集約勘定でなされている計算に、二番目の計算が No. 1 の全体計算の締切り勘定でなされている計算に、そして三番目の計算が No. 1 の全体計算の締切り勘定借方下上段でなされている計算に相当することになる。全体としては同じ目的の計算を行おうとしているにもかかわらず計算の数が第二部分で二つ第三部分で四つなのは、第三部分のはじめ二つの計算に相当するものを、第二部分では資産・負債の記帳での貸借を期首と期末とも同じにして、集約勘定と No. 1 の全体計算の締切り勘定の二つに分けて勘定形式で行っているからである。第二部分のはじめの計算と第三部分の三番目の計算は、期末と期首の各正味持分の差額を求めるものであるから、現代風にいえば財産法による期間損益の一括計算である。

最後の計算は、第二部分の二つ目の計算に相当するもので、財産法によって一括計算された正味持分期中増加額の検算でしかない。第二部分の二つ目の計算が加算だけであったのに対して、ここでの計算が加減算となっているのは、第二部分では正の持分の増加だけが取上げられていたのに対して、第三部分では払出し取引が加えられて取引が一般化されたからにすぎない。ところでこの加減算は、一見すると損益法による正味持分期中増加額の一括計算であるかのように受取れるが、はたしてそうであろうか。

これらの点に関して片岡教授は、「シュヴァルツは、この会計表によって、財産法と損益法の2つの方法による損益計算法を示したのである」といわれ、さらに「2つの方法から算出された利益が同額であることをもって、利益計算の検証を遂行しているのである」ともいわれる²⁷。

これらの表現は、期間損益の一括計算法には財産法と損益法の二つがあり、両者は対等で、相互に計算結果を検証しあっているという意味に受取れる。現在はそう考えるのが一般的であるとしても、ここでもそのように理解してよいのであろうか。

もしこの最後の計算が損益法による期間損益の一括計算であるとすれば、fl.250000 は収益、fl.130000 は費用でなければならないことになる。しかし第三部分が、第一部分と第二部分をふまえて書かれたものとすれば、第一部分にも第二部分にも存在しなかった概念が、第三部分になって突如登場することなどありえないのではないか。収益が営業活動の過程で生じた資本の増加要素、費用がその減少要素とすれば、資本概念が未だ確立していない1550年本の段階で、その増減要素としての収益概念及び費用概念が存在することなどありえないはずである。ここで財産法と対等の損益法を認めることは、どう考えても納得できない。財産法が、「期首と期末の資本（純財産）の比較によって期間利益を計算する方法」²⁸ とすれば、未だ資本概念が確立していないこの段階においては、財産法という用語を用いることさえ控えねばならないことになる。

ここでの最後の計算を、シュバルツ自身が財産法と対等とは考えていなかったことを示す明らかな証拠がある。

エルビング写本では、この最後の計算に、「利益 fl.120000 の検算」(Proba der 120 M fl.

gwin) とタイトルが付されている²⁹。また片岡教授が示されている会計表では、この計算に「fl. 120,000 の検証」とタイトルが付されている³⁰。これらのことは、その計算が検算又は検証であることを明確に示すものであろう。広辞苑によれば、検算は「計算の結果の正誤を確かめてみること」³¹である。また、検証は「実際に調べて証明すること」³²である。だとすれば、検算より以前に確かめるべき計算の結果が、検証より以前に調べて証明すべき事柄が存在しなければならない。とすれば確かめるべき計算の結果、調べて証明すべき事柄が主であり、検算および検証は従でしかないことになる。第三部分では、ここでいう確かめるべき計算の結果、調べて証明すべき事柄が三番目の計算で現在でいう財産法によって求められている fl.120000 であるから、最後になされている検算又は検証が、それと対等であることなど決してありえないのである。

ついでまでに言えば、第三部分には、第一部分及び第二部分と比べていくつかの点で違いがある。

明記されているわけではないが、第三部分で想定されている記帳者は、業種を特定しない一般的な商人と考えられる。第二部分までのように錫商が想定されているのだとしても、表面上そのことは、そこでの記述に全く反映されてはいない。

また想定されている商人は、支店を有しないと考えるよいであろう。もし支店を有したとすると、支店が利息を受取ると、一方で本店からみて当該支店に対して受取った金額だけの債権が生じ（又は債務が減少し）、他方でそれだけ正の持分が増加したとして（借）〇〇支店 ××（貸）資本 ××と、支店が家賃を支払うと、一方で本店からみて当該支店に対して支払った金額だけの債務が生じ（又は債権が減少し）、他方でそれだけ負の持分が増加したとして（借）資本 ××（貸）〇〇支店 ××と仕訳することになる³³。その場合は受取り又は支払いを行った支店の勘定口座を設けることが必要になり、それだけ記録・集計に手数を要することになる。しかしわざわざ支店が存在することとしてそのような処理を行ったとしても、そのことは、第三部分で書かれていることの内容には全く反映されてはいない。資本勘定では、支店に対する債権・債務は他の債権・債務と一括して、また正の持分及び負の持分の増加もそれぞれ総額で記載されているからである。そうであるならば、支店は無くすべての取引を本店が行ったこととして、利息を現金で受取ると（借）現金 ××（貸）資本 ××と、家賃を現金で支払うと（借）資本 ××（貸）現金 ××と仕訳することのほうが簡単であろう。第三部分の計算に必要なのは、期首及び期末の各正味持分と期中に生じた正の持分及び負の持分の各増加額の算定に必要な金額だけであろう。それらに直接には関係ない条件をわざわざ加え、手数のかかる取引を設定するであろうか。

資本勘定で、現金を他の資産とは区別して又は資産の内訳としてわざわざ明示しているのも、支店はなく本店だけで、しかも本店が受入れと払出しを専ら現金で行ったことを暗に示しているように思える。

しかし、第三部分と第一部分及び第二部分との最も大きな違いは、書かれていること自体の記帳上の違いであろう。

第一部分では、取引を仕訳して勘定口座へ転記し、最後に資産及び負債の実体を示す期末勘定残高すべてをハンス・ブルスト勘定に集計するまでの一連の記帳そのものが、そのまま全部示されていると考えられる。第二部分もまた、第一部分の債務帳を見つつ、それに新たな取引を加えて期中の正味持分増加額の一括計算とその検算を示すために書かれたものが、そのまま全部示されていると考えられる。それに対して第三部分は、取引を一新して第一部分と同じ記帳法で処理されているとはいえ、記帳された勘定口座の一つがそのまま示されているわけではない。第三部分で示されている資本勘定は、第一部分と同じ記帳法をもって記帳された一連の帳簿のなかの、ハンス・ブルスト勘定に相当する勘定口座の記載事項を、要約表示したものでしかない。

ここでいう第一部分のハンス・ブルスト勘定に相当する勘定口座には、すでに「資本」と勘定科目が付されていたかもしれないが、そうでなかったことも考えられる。そこに期首には仕訳したうえで、その時点で存在した資産と負債の前期繰越高の写像が、資産の写像は貸方に負債の写像は借方に勘定科目ごとに記載されていたであろう。期中に生じた正の持分の増加すなわち受入れと負の持分の増加すなわち払出しは、相手勘定が現金等となる仕訳を行って、受入れは貸方に、払出しは借方に取引ごとに転記されていたであろう。ただし、取引のつど仕訳し、仕訳のつど転記されていたとは断言できない。そして期末には、その時点で存在した資産勘定と負債勘定の各勘定残高すべてが、仕訳することなく、資産は借方に負債は貸方にこれまた勘定科目ごとに記載されていたであろう。ただ、資本勘定に記載されている金額のすべてがそれぞれの合計額であるため、それらの内訳までは判断できない。第二部分までと同じ記帳法でなされていたとすると、ここでいうハンス・ブルスト勘定に相当する勘定口座の各記入には、それぞれに丁数が付されていたはずである。それは、資本勘定貸方の1547年1月1日付記入の末尾をみれば明らかである。ただそれらの記入が多かったため、それぞれの合計額だけを記載している資本勘定では、いちいち各丁数を書くことを意識してはぶいたのであろう。

第三部分は、第二部分までの内容を引継いでシュバルツの最も主張したかったこと、すなわち現在という財産法による期中の正味持分増減額の一括計算とその検算法を書こうとしたものと考えられるから、取引にも工夫をこらし、期末に資産又は負債の実体を示さない勘定残高が生じることなどないよう十分配慮されていたであろう。したがって、期末に振替仕訳を行って一部の勘定口座の勘定残高を他の勘定口座へ振替えることは、なされていなかったと考えられる。また第二部分でみられた未収利息(国王陛下等からの1549年9月から同年12月までの)を生じさせるような取引、すなわち現金の収支を伴わないにもかかわらず正の持分又は負の持分が増加するような取引も、第三部分では設定されてはいなかったのではないか。第三部分は、現金主義で処理されていたように思う。

8 おわりに

第三部分の前には、示されていないとはいえ、第一部分と同じ記帳原則に従って記帳された仕訳帳と債務帳が存在したのは確かである。第三部分の前には、それら二つの帳簿を用いた1547年1月1日から1553年12月31日までの7年間にわたる取引記録が存在し、そこでは第一部分のハンス・ブルスト勘定に相当する勘定口座の最終の貸借が一致することで、期中の記帳処理全体が正しかったことが確認されていたであろう。そのハンス・ブルスト勘定に相当する勘定口座の記載を要約表示したのが、資本勘定であったはずである。その資本勘定に記載されて正しいことが確認された金額を用いて、まず期首及び期末の各正味持分をそれぞれ求める。そしてさらに、そのようにして求められた二つの正味持分を比べることで期中の正味持分増加額を一括計算し、最後にその計算結果の正しいことを、その一括計算された期中の正味持分増加額が期中に個別に生じた正の持分増加額と負の持分増加額の差額と一致することをもって確認している。

最後の計算だけを見ると、それが財産法と対等の損益法による期中の正味持分増加額の一括計算であるかのように見えるが、その考えは認められない。

損益法は営業活動の過程で生じた資本の増加要素すなわち収益と、資本の減少要素すなわち費用とを比較するものである。したがって資本概念が確立していることが前提であるが、第二部分まででは、未だその概念は確立していない。そのような状況にもかかわらず、収益と費用をもって行う損益法を第三部分で認めることは、論理的に矛盾することになる。最後の計算のタイトルに「検算」、「検証」という言葉が付けられていることをみれば、シュバルツ自身がその計算を財産法と対等の損益法と考えていなかったのは明らかである。資本概念が確立していないこの段階では、財産法という用語さえ用いるのは控えるべきなのである。

ただ1550年本全体をみることから、一つの仮説をたてることができる。それは、収益概念及び費用概念は資本概念が確立したあとにはじめて発芽したのではなく、資本概念が確立するまでの過程と平行して徐々に醸成されていったと考えるものである。

1550年本には、正の持分概念と負の持分概念が存在し、それらの期首有高及び期中の増加が処理されている。正の持分と負の持分の差額である正味持分も、勘定口座においてではないにしても、前掲のとおり、第三部分の最初の計算と二番目の計算で期首・期末別に求められており、それぞれ「期首資本」(dz erst capital) 及び「期末資本」(dz lest capital) と名称が付されている。この、勘定口座においてではないにしても、正の持分と負の持分の差額である正味持分が「資本」として求められていることから、資本概念が確立して一つの勘定口座が与えられる段階には未だ到達していなかったとはいえ、その直前の段階にまで到達していたと考えることができよう。

資本概念を一つの独立したものとして認めることは、正の持分と負の持分の差額すなわち正味

持分を独立させることにほかならない。この正味持分を独立させることは、期中の正味持分増減額の一括計算で中心的な位置を占める概念を一本立ちさせることであるから、そのような一括計算法が登場せんとしつつあった流れの中にあっては自然ななりゆきであったはずである。増減額を一括計算すべき対象が、いつまでも裏面に隠れていたとは考えられない。

このようにして一度正味持分が独立して資本概念が確立すると、正の持分及び負の持分の増加要素も変身し、資本の増減を示す要素すなわち収益・費用に変容するのは容易であったであろう。正の持分と負の持分の差額である正味持分が資本として独立したあとも、正の持分及び負の持分の増加要素だけがそのまま存続しつづけることこそ考えられない。中心となる概念が変質したあとも、それに従属する概念が依然として存続し続けることなどありえようか。だとすると、資本概念より後であったのは確実としても、それが独立するのとほぼ同時に、収益概念と費用概念も登場したであろう。

資本概念が確立するまでには、非常に長い歳月を要したことがうかがえる。それと比べると、資本概念が確立して財産法が一般化したあと損益法が登場するまでの歳月は、比較にならないほど短いものであったであろう。

- 1 Alfred Weitnauer ; Venezianischer Handel der Fugger Nach der Musterbuchhaltung des Matthäus Schwarz, München und Leipzig, 1931. S.272.なお以下では、この書をA.W.と略記する。
- 2 シュバルツが書いた最初の簿記書については、拙著「シュバルツ簿記論」（森山書店、1995年）を参照されたい。
- 3 シュバルツが手書きした原本自体は、すでに失われたものと考えられている。幸いにしてその写本が、エルビング市立図書館（Stadtbibliothek Elbing）、ダンチッヒ（現グダニスク）市立図書館（Stadtbibliothek Danzig (Gdansk)）及びウィーン宮廷図書館（Hofbibliothek Wien）に現存する。その中のエルビング市立図書館所蔵の写本をいう。同写本の翻刻版がA.W.の174～314頁に掲載されている。
- 4 A.W.、S.274～306. 第一部分及び第二部分については、拙稿「シュバルツ簿記書（1550年本）の研究——仕訳帳、債務帳を中心として——」（東海学園大学研究紀要 第13号（シリーズA）3～28頁）、「シュバルツ簿記書（1550年本）の研究（Ⅱ）——第一部分と第二部分の関係を中心として——」（東海学園大学研究紀要 第14号（シリーズA）43～59頁）を参照されたい。
- 5 A.W.、S.303～306.
- 6 capital jeneralを「資本」と訳したのであるが、記載内容からすると、より適切な訳語があるのかもしれない。なおエルビング写本では、数字に三桁ごとのコンマが付されていない。
- 7 A.W.、S.273.
- 8 A.W.、S.274～283.
- 9 A.W.、S.283～293.
- 10 A.W.、S.293.
- 11 A.W.、S.293～303.

- 12 ときに三番目の仕訳のように、小書きに返済日等が書かれていることはある。
- 13 ヴァイトナーによれば、ウィーン写本ではこの位置にシュバルツ以外の手で「それはコンラッド・マイルという人物であった」(Es was der Conratt Mair) と書かれているという (A.W.、S.272、Fußnote 219)。
- 14 22番目と23番目のパラグラフは、それら全体で一つの仕訳である (A.W.、S.278)。
- 15 そのような場合が、現金勘定借方、アントワープ支店勘定貸方、ニュルンベルク支店勘定借方、ニュルンベルク支店の錫勘定貸方、バルトルメ・ベルザー等勘定借方でみられる。
- 16 最初から数えて、15番目の仕訳であることを示す。以下では、この書き方で最初からの仕訳順を示す。
- 17 ただ、ここで受入れ取引だけが設定されているのは、説明を簡潔に行うための意識的な処置かもしれない。
- 18 A.W.、S.274.
- 19 A.W.、S.274.
- 20 ニュルンベルク支店が錫を販売した取引では (仕訳35)、販売価額 fl.3040 とそれに要した費用 fl.340 を相殺した金額 fl.2700 で処理されている。
- 21 A.W.、S.278.
- 22 fl.9903 を加算すると販売益は fl.3352 になり、売上高利益率は約5.7%になる。なお、ここでの期末棚卸高 fl.16500 は、期末評価額 fl.17000 (@fl.17×1000 ctr.) からアウグスブルクの本店がその錫を受取ったときに支払った費用 fl.500 を差引いたものようであるが、ここではむしろ fl.500 を加えて、fl.17500 とすべきであったはずである。
- 23 A.W.、S.297~299.
- 24 A.W.、S.294 und 300. No. 1 は、No. 0 が前期、No. 2 が次期であるのに対して、今期を意味する。
- 25 ここだけを見ると、fl.35963 $\frac{4}{5}$ の $\frac{4}{5}$ は $\frac{14}{15}$ の誤りということになる。しかし、fl.110963 $\frac{14}{15}$ の $\frac{14}{15}$ が $\frac{4}{5}$ の誤りかもしれない。
- 26 片岡泰彦著、複式簿記発達史論 (大東文化大学経営研究所研究叢書 25, 2007年) 232頁。
- 27 片岡泰彦著、前掲書、231及び232頁。
- 28 森田哲弥稿、財産法 (中央経済社版、会計学大辞典 (第四版) 412頁)。
- 29 A.W.、S.306.
- 30 片岡泰彦著、前掲書、233頁。
- 31 広辞苑 (岩波書店、第五版) 857頁。
- 32 広辞苑 (岩波書店、第五版) 860頁。
- 33 ここでは資本勘定ではなく、ハンス・ブルストのような別の勘定科目が用いられていたことも考えられる。